

再販売価格拘束 委託販売・直接交渉例外

■ パターン① **委託販売**例外

- 委託者が商品販売を卸業者に委託しており、商品販売が**委託者の危険負担と計算**において行われる場合
- 卸業者が、商品の**滅失・毀損**の場合であっても、商品が**売れ残った**場合であっても、危険負担を負うことはないとされている場合
 - 受託商品の保管/代金回収等についての善良な管理者としての注意義務しか負わないものとされている場合
- 卸は実質的には単なる取次

